

## むつ小川原港港湾BCPを策定しました ～災害等が発生した際の港湾機能の確保、早期復旧～

東日本大震災の教訓を踏まえ、港湾の利用者や行政機関等が連携して災害等の事態に対応するため、県内の各重要港湾で「港湾機能継続計画（港湾BCP※）」の策定を進めてきました。

震災から5年を迎えるにあたり、平成28年3月2日のむつ小川原港の港湾BCPの策定により、青森県内重要港湾3港の全てにおいて策定を完了しました。

重要港湾以上における港湾BCP策定は、国が決定した「国土強靱化アクションプラン」において、平成28年度迄の策定が目標とされており、青森県内では、この目標よりも1年早く達成したことになります。

今後は、各港で策定した港湾BCPに基づいた訓練の実施と計画の改善を継続的に進めながら、港湾BCPの実効力を高めて行くための取り組みを推進して参ります。

※：港湾BCP（Business Continuity Plan）：災害等が発生した場合でも一定の港湾機能を維持し、早期の復旧を実現するための事前・事後の対応を定める計画

○東日本大震災では、東北地方太平洋側の港湾が深刻な被害を受け、臨海部に立地する企業の産業活動や市民生活に大きな影響が及ぶことが再認識されました。港湾BCPの策定により、災害等が発生した場合、組織的に迅速な機能復旧を行うことが重要となります。

○青森県内重要港湾における「港湾BCP」策定状況は、八戸港（H25. 3）、青森港（H26. 3）に続き、むつ小川原港（H28. 3）となります。

### 【問い合わせ先】

青森県 県土整備部 港湾空港課 港湾計画・空港グループマネージャー

総括主幹 対馬 禎悦

電話 017(734)9674

国土交通省 東北地方整備局 八戸港湾・空港整備事務所

企画調整課長 小岩 利弘

電話 0178(22)9397

## ◆むつ小川原港 BCP の概要

### 1.目的

- ・むつ小川原港での、大規模災害発生時に効率的かつ効果的に機能復旧するための手順や港湾関係者の行動計画を港湾機能継続計画（港湾 BCP）として事前に作成しておくことにより、様々な災害状況にも臨機応変に対応できる体制を構築するものである。

### 2.1.想定地震・津波の規模及び回復目標の設定

#### ■想定地震・津波の規模

対象災害	考え方	地震	津波
標準ケース レベル1 地震動相当	発生確率が高く、港湾施設に影響を与える地震を想定(比較的軽微な被害を想定)	○想定太平洋側海溝型地震 ○最大震度:震度5弱~6弱 ○再来周期:80~100年	○想定太平洋側海溝型地震津波 ○浸水なし
最悪ケース レベル2 地震動相当	発生確率は低いのが、港周辺で想定される最大規模の地震を想定(甚大な被害を想定)	○H24 青森県太平洋側想定地震 ○最大震度:震度6弱~6強 ○再来周期:概ね数百年	○H24 青森県太平洋側想定地震津波 ○最大浸水深:5m以上10m未満 ○第一波(最大波)到達時間:41分

#### ■優先復旧施設の回復目標の設定

貨物	考え方	標準ケース		最悪ケース	
		優先復旧施設	目標期間	優先復旧施設	目標期間
緊急物資	緊急物資の受入拠点としての機能を確保するため、優先的に復旧する。	●鷹架地区:A・B岸壁のうち1バース ●新納屋地区:1~7号岸壁のうち2バース	3日	●鷹架地区:A・B岸壁のうち1バース ●新納屋地区:1~7号岸壁のうち2バース	3日※ ※津波警報解除後
砂利・砂、原木	貨物の輸送需要に合わせて、水深が大きく多目的な利用が可能な岸壁、平常時の取扱貨物量が多い岸壁から優先的に復旧する。	●鷹架地区:A・B岸壁のうち1バース ●新納屋地区:1~7号岸壁のうち2バース	1週間	●鷹架地区:A・B岸壁のうち1バース ●新納屋地区:1~7号岸壁のうち2バース	1週間※
放射性廃棄物	放射性廃棄物の輸送には、安全確保のため専用の輸送設備を備えた岸壁を優先的に復旧。	●鷹架地区:A・B岸壁のうち1バース	1週間	●鷹架地区:A・B岸壁のうち1バース	1週間※
原油	むつ小川原国家石油備蓄基地は、国家備蓄原油を保管しており、緊急放出に備えた体制を維持する必要があり、専用施設周囲の啓開と作業船の係留施設を優先的に復旧する。	●外港地区:一点係留ブイバース周囲の啓開 ●鷹架地区:1・2号岸壁のうち1バース	1週間	●外港地区:一点係留ブイバース周囲の啓開 ●鷹架地区:1・2号岸壁のうち1バース	1週間※

### 2.2.初動体制の確立

- ・協議会構成員は、発災後、所管施設の予備被害調査を速やかに実施し、災害対策本部に報告する。
- ・災害対策本部は、第1段階として、緊急物資輸送に関する応急復旧方針を決定し、第2段階として、一般貨物の応急復旧方針を決定する。

### 2.3.施設復旧のための行動計画

- ・応急復旧方針に従い、緊急物資輸送に必要な航路・泊地の啓開と施設の応急復旧を行い、その後、幹線貨物輸送の再開に向け、その他の航路・泊地と施設の応急復旧を実施する。

### 2.4.物資輸送のための行動計画

- ・緊急物資及び幹線貨物の輸送に係る関係者の役割と手順を整理した。

### 2.5.情報の整理と発信（被災状況と復旧状況、応急復旧方針、港湾施設の供用再開等）

- ・災害対策本部は、情報を一元的に管理し、適宜構成員に情報提供する。
- ・情報発信は、協議会の下に港湾管理者と地方整備局の連名で情報媒体（記者発表等）を通じて行う。

## 2.6.継続的な見直し（PDCA サイクル）の実行

- ・本 BCP を継続的に見直し改善し、より有用で実効性の高い計画に更新する。
- ・協議会を毎年開催し、必要に応じて見直し（緊急連絡網など）を行う。

## 2.7.港湾機能を継続するための練習・訓練の実施

- ・年に 1 回、協議会構成員による情報伝達訓練等を実施する。